

最後は、いま一番問題になっている点でありまして、果たして支払基金が繰り入るかという問題でございますが、このたび五十七年度の交付額が決定されました。これは昭和五十六年度の実績の七割の額であり、国・都の負担金が予算に対してどの程度入ってくるかということはまだはっきりしておりません。したがって、資金が足りなくなった場合には市の繰り上げ充用金で処理しろということをお都から指示されております。そして翌年度に精算するという形になってまいります。十分は支払い基金、国・都からの負担金が入るという場合の処置ということは今後の一つの課題であると考えられております等の答弁があり、質疑終了後、お諮りいたしましたところ賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番 原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第二十号 昭和五十八年度福生市老人保健医療特別会計予算について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

本特別会計は老人保健法の制定に伴う財政的な裏づけとなるものです。老人保健法は医療費を有料化しただけでなく、七十歳以上のお年寄りの治療、入院を抑制するものです。老人保健法が施行され約二十カ月となりますが、いま、病院にはお年寄りの入院患者が次々を消し、入院したくてもできないお年寄りがふえています。この法律がこのまま続けば七十歳以上のお年寄りの治療や入院が抑制され、お年寄りの命と暮らしを根本から破壊するものです。市内のお年寄りの診療科

目が変わることに、月が変わるごとに四百円を払い、入院も一日三百円の自己負担となる。この老人保健法に激しい怒りを持っています。

また、老人保健法はお年寄りをいじめめるだけではなく、地方自治体に政府の仕事の肩がわりをさせ、五十八年度当初では福生市の繰入金も四千六百四十八万四千円となっており、地方自治財政にまでしわ寄せを及ぼしています。

政府のこのような措置に対して市長は福生市民の命と暮らしを守るべき態度を断固としてとり、政府関係機関に老人医療費の無料化の復活と老人医療の内容低下が行われていようになく強く要望すべきであります。そして、当面、月ごとに支払う四百円、入院費の自己負担三百円について市が約一千八百万円肩がわりすれば、市内のお年寄りの期待と要望にこたえられます。

このような措置を早急にとるべきであるという意見を述べまして、簡単にはありませんが、反対討論といたします。（「原案賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で討論を終わります。

これより、本会について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十号については、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立多数であります。よって議案第二十号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（末次性男君） 日程第十一 議案第二十一号 昭和五十八年度福生市福生郡市計画事業福生土地画整理事業会計予算を議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名がございましたので、議案第二十一

号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。  
(議案審査報告書) 別添参照

本会木については、予算総額は歳入歳出それぞれ六千六百九十九千円と定めようとするもので、委員より、業務委託費五千万円ということだが、新都市建設公社にこの範囲まで委託したのかとの質疑があり、これに對して、東口の事業を始めるに当たり認可業務からすべて業務委託をしているわけだが、その会議で基本協定というものを結んでおり、それに基づいて各年度行われるであろう事業に当たり別の契約を結んで業務委託をしていくとの答弁があり、次いで巨人ホールの交渉は市でやるのかとの質疑があり、これに對し、施行者は代表として福生市長であり、完成を早くするためには公社任せでいくわけにはいかないので市の職員も一緒に、交渉に当たっていくとの答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます、審

査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十二 議案第二十二号 昭和五十八年度福

生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本会木については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長

から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君 登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名がございましたので、議案第二十二号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。  
(議案審査報告書) 別添参照

本案については、予算総額は歳入歳出それぞれ二十五億五千二百八十四万七千円と定めようとするもので、委員より、下水道の総量は四百六十三万トンというものであり、うち一五%の不明水を含んでいうことであるが、この四百六十三万トンというのはメーター等ではきり出てくる数字なのかとの質疑があり、これに對して、各市の水道メーターに出た数字が各市で出てくるので、それを合計すると余りの数字がある。それが不明水という事で各市中の排水量の割合でその不明水の割り当てが出る形になっているとの答弁があり、次に市からの排水量が一万九千トンほど多く出たという事だが、基地分については不明水は含まれているのか。また、メーターをつけて数量を

掌握しているのかとの質疑があり、これに對し、基地については武威野

幹線がシールド工法で工事をやっているので、不明水は入らないということ  
で福生市の案分の中には基地から出る排水量に不明水はかかっていな  
いとの答弁があり、不明水の出し方についてはわかったが、これではやはりは  
かりしないものがあるので、基地から出る不明水、かつ福生がどのくらい  
不明水が出るか、はっきりした数字がわかるような方法を検討していた  
だきたいとの委員からの要望があり、お諮りしましたところ、全員異議  
なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げ  
ず、審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議事第二十二号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議事第二十二号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長(末次性男君) 日程第十三 議事第二十三号 昭和五十八年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本会本については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名がございましたので、議事第二十三号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事審査報告書) 別添参照

本会本については、予算総額で歳入歳出それぞれ五億一千六百六十四万円と定めようとするもので、担当より内容説明を受け、質疑を行ったわけですが、その主な内容としては、委員より、福生市内全体の漏水調査の今後の見通しを伺いたいとの質疑があり、これに對して、現在、漏水調査は八〇%近く進んでいるが、福生の場合、まだ石綿管が約三分の一ほどあり、その部分が残っているが、今後、少しずつ漏水に取り組んでいきたいとの答弁があり、次に、委員より、その石綿管も三分の一も取りかえていく計画はあるかとの質疑があり、これに對して、石綿管については鉄管にかえるというところで行っているとの答弁があり、また、委員より、本会議でも話が出たが、個人の屋敷の中の漏水もなお直していく必要があると思うが、そういう点はどのように取り組んでいくのかとの質疑があり、これに對し、宅地内の漏水費用は原則として個人負担であり、公道については東京都の予算でやってよいとの指導を受けるというとの答弁があり、続いて、委員より、本管が私有地に入っている

場合、それは件数でどのくらいあるかとの質疑があり、現在調べたデータでは約十九件あるとの答弁があり、次いで、その場合、私有地に家屋が建ったとき修理等に困ると思うが、その点、どう考へていくかの質疑があり、これに対し、現在、とりあえず調査をしたいと思つてゐるが、その調査によつては宅地から一般公道に移すという考へていくという答弁がありました。

また、委員より、家を建てる場合、中の給水設備を入札でやると指定業者以外の者が安くするため、最後のジョイントだけを指定業者に依頼することがあるが、修理等について指定業者がやらないことが多いが、市ではどう考へていくかとの質疑があり、修理等については取り組むように業者に対して指導してゐるとの答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。

願ひ申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第二十三号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十三号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十四 議案第二十四号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願ひます。

(建設委員長 高水惣八君 登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名がございましたので、議案第二十四号

につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。  
(議案本審査報告書) 別添参照

本土木審査に先立って本路線の現地をつぶさに踏査した後、審査に入りました。

今回、認定しようとする路線は二本あり、一本は第五水源北側付近に位置する市道幹工一四号線と市道一〇一八号線を結ぶ幅員五メートル、延長九十二メートルの寄附道で、起点を福生二、二六六の三番地先に、終点を同所二、二六六の一六番地先の市道一二五四号線として、また、もう一本は、東福保育園の東側市道一〇五七号線と、同じく市道一〇五三号線を結ぶ幅員四メートル、延長六十七メートルの寄附道で、起点を福生二、三二二の一六番地先に、終点を同所二、三二二の五番地先の市道一二五五号線として管理するものであるとの説明があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長長の審査報告は終了しました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、

委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十五 陳情第十二号 たばこ・塩事業

の専売制度維持存続に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君 登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、陳情第十二号について当委員会の審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付されております 審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

この問題は、総務委員会としてはいろいろと苦慮いたしました。つまり臨調の答申は尊重しなければならぬし、また、さりとて現実にこの陳情を突っ迫するに確たる理由もないようでもあるしといったようなことでいろいろと苦慮したわけであります。

本陳情は、臨時行政調査会の答申において、たばこ、塩事業の民営化の方向が打ち出されることに對し、現行どおり専売制度を維持存続してほしいという趣旨のものであります。昭和五十七年の六月十一日に

本会議において当委員会に付託されたものであります。七回にわたりましたの審査を行ひまして、来る三月の十四日の日に委員会におき、結論を得た次第であります。

その経過をたどりますと、第一回の昭和五十七年の六月十五日の委員会におきましては、陳情書を読むと、なるほどなと思ひ反面、また、臨調の四部会報告とは異なり、しかもよく勉強してからにしようということから全員異議なく継続ということに相なつたわけであります。その後、数回にわたりました委員会においても他市の動向等も勘案しつつ細部についてさらに勉強したいということから結論を得られずに数回の委員会を経過したといったようなことでございます。

その後、五十七年の十二月の十六日の委員会におきまして、委員から、国たばこにおいてはたばこを二〇%から三〇%を輸出しているのに対して、日本はわずか一四%の輸出しかなく、国際競争力が弱く民営化する根拠が薄いのではないかと。また、たばこ市や小売店の数については一体大体どのくらいあるのかといったような質問がありまして、小売店数は九十店ばかりあります。

けれども、そして二年前よりは八店ふえたといったような答えが返ってきたわけがあります。また、さらに民営化すると農業者、あるいは生産者、販売者にとつて不安があると思う。さあ一方、全体的に考えればならないし、この点について、の立場といふこともこれはもちろん十分考えなければならぬし、この点について、もう少し研究しようとはないかといったようなことで継続という経過がございまして、そして、ことしの一月十二日の委員会においても本件はさらに勉強をさせていただきたいといふことの発言があつて、これまた継続と相違した次第でございます。

昭和五十八年三月十四日に、今定例会中の委員会においで、委員より、本陳情は長いこと審査しつゝたけれども、いづれにしてもたばこ、塩、民営化が総論においてこれはいかもれないけれども、各論においては地域において、長年にわたり大変はじめにこう二とたばこ、塩の小売業を営んできた人たちのこともあつて、また、消費者もたばこの問題で特段にいろいろの問題があつたといふことでもないわけだし、また、市の税収に直結していることも、これは事実であるので、本陳情につづきは小売業者の立場を考え採択された

いとの発言がありました後に採決いたしましたところ、本陳情については全員異議なく採択すべきものと決定をいたしましたよう次第であります。よろしく御審議の上、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

以上で審査報告とさせていただきます。

○議長(平次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平次性男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

陳情第十二号に対する委員会の報告は採択と決定であります。

本件は、委員会報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平次性男君)

御異議なしと認めます。よつて陳情第十二号は、

委員会審査報告のとおり採択と決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十六 議案第二十七号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第六号)を議題といたします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生田国利君 登壇)

○企画財政部長(生田国利君) 議案第二十七号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第六号)につきまして、提案理由と其の内容について御説明申し上げます。

予算書の内容に入る前に、今回の補正予算の骨子を御説明申し上げておきますと、今回の補正予算は特別交付税の交付額が三月の十二日に決定されました。財政運営と財政調整上の観点から追加交付額を財政調整基金に積み立て、今後の財政の円滑化を図りたいというふうに考へて、今回の補正予算を提案した次第であります。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。

まず一ページでございますが、第一条につきましては一億六千二百五十九万一千

円を追加いたしました。歳入歳出それぞれ百十七億四千七百十二万四千七百円と定めのようとするものでございます。二項の歳入歳出の関係につきましては一長表の歳入歳出補正予算のレシオによります。

総則を終わります。次に四ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず歳入でございますが、特別交付税が二億九千九百万九千円と決定され、先ほど御可決いただきました五号補正までにすでに予算化されているものが一億二千八百四十一万八千円ありますので、差し引き一億六千二百五十九万一千円を今回追加補正するものであります。地方交付税につきましては、参考までに普通交付税につきましては十億四千七百四十二万六千円、特別交付税総額二億九千九百万九千円、合計十三億三千八百四十三万五千円と相なる次第でございます。

次のページ、五ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出について御説明申し上げます。

諸支出金の財政調整基金であります。歳入で申し上げました特別交付税の追加補正分一億六千二百五十九万一千円中一億六千万円を